

高速ツアーバスに係る緊急対策の実施 状況について

自動車局・観光庁

目次

○高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用について 【緊急対策(1)関係】2
○乗務員の運転時間等の基準・指針等の見直しについて【緊急対策(2)関係】3
○旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化【緊急対策(3)関係】4
○「高速バス表示ガイドライン」の策定について【緊急対策(5)関係】5
○「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定について 【緊急対策(5)関係】6
○旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化【緊急対策(4)(7)関係】7
○「高速ツアーバス安全通報窓口」の設置について【緊急対策(8)関係】8
○行政処分事業者に係る詳細情報の公表について【緊急対策(9)関係】9
○「高速ツアーバス安全運行協議会」の設置について【緊急対策(6)関係】10
○「地方高速ツアーバス安全対策会議」の設置について【緊急対策(10)関係】11

リストの公表

利用者・旅行者が高速ツアーバスを利用・企画する際に安全な貸切バスの選択に資する情報を提供するため、今夏が多客期以降に高速ツアーバスを運行する意向のある貸切バス事業者について「高速ツアーバス運行事業者リスト」として整理し、5・6月に実施した緊急重点監査の状況等を記載の上、公表する。

- <スケジュール> ○6月29日(金) 暫定リスト(事業者名のみ)の公表
 ○7月中旬 各社の自主的取組や監査の状況を記載したリストの公表

リストの活用方法

①貸切バス事業者

- ・ リストにない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行しようとするときは、速やかに掲載を申し出るよう指導。
- ・ 上述の事業者が1年以内に監査を受けていない場合には、速やかに監査を実施。
- ・ リストにない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行していることが判明した際は、公表し、監査を実施。

②旅行者

- ・ リストにない貸切バス事業者に高速ツアーバスの運行を依頼しようとするとき等は、当該貸切バス事業者が上述の申出をするよう、旅行者においても働きかけるよう指導。
- ・ 高速ツアーバスを企画する旅行者に運行の安全確保を図る観点からリストを適切に活用するよう指導。

③利用者

- ・ 高速ツアーバスを利用する際は、リストを適切に活用するよう周知。
- ・ リストにない貸切バス事業者が高速ツアーバスを運行していることが判明した場合、国土交通省に連絡するよう周知。

高速ツアーバス運行事業者リスト(イメージ)

リスト番号	事業者名	事業者の概要			安全に関する自主的取組状況		最近の監査状況	
		本社所在地	営業所所在地	保有車両数	セーフティバス	...	監査着手日	重大又は悪質な法令違反の有無
1	(有)〇〇観光						H24.6.1	重大又は悪質な法令違反は認められなかった
2	(株)●●バス						H24.5.20	調査中
3	(株)□□バス				○		H24.5.10	H24.7.9行政処分済

勤務時間及び乗務時間に係る基準や交替運転者の配置指針、点呼のあり方や運転者の健康状態の把握方法など過労運転防止対策全般を見直すための検討会として、「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」を設置。

検討会の検討スケジュール

第1回検討会(5/29):論点整理
第2回検討会(6/20):緊急対策(案)の審議
第3回検討会(6/27):緊急対策の決定

6月末～7月中旬 :パブコメ
7月中旬 :通達発出
来年3月 :最終とりまとめ

過労運転防止に係る緊急対策(案)

運転時間等の基準の設定

高速ツアーバス等の夜間運行において、一運行あたり、以下の運行距離又は乗務時間を超える場合は、交替運転者を必要とする。

運行距離:実車距離が400kmを超える場合。

ただし、特別な安全措置(以下)を講じ、その内容について公表を行っている場合は500kmとする。

乗務時間:一人の運転者の乗務時間が10時間を超える場合。

特別な安全措置

- ① 必須項目(全て)
 - イ) 遠隔地における第3者立ち会いによる点呼等
 - ロ) デジタル式運行記録計による運行管理
 - ハ) 連続運転時間を概ね2時間ごとに合計で20分以上の休憩
- ニ) 休息期間が11時間以上
- ② 選択項目(上記に加え、以下の項目に1つ以上該当)
 - ホ) 日本バス協会の安全性評価認定を受けている
 - ヘ) 安全運行協議会による安全措置に関する調査を実施
 - ト) 高速バス運転者の育成プログラムを有する
 - チ) ドライブ・レコーダーによる運転者指導
 - リ) 居眠りを感知できる装置の装備
 - ヌ) 24時間体制による運転者サポート 等

「運転時間等の基準」の実効性を確保するための措置

「運転時間等の基準」の実効性を確保するため、以下の措置を実施する。

運行管理が着実に実行されるための手段

- ① 高速ツアーバス運行事業者への緊急講習
- ② 高速ツアーバス運行事業者等による自己チェック
- ③ 国土交通省による抜き打ち一斉点検

利用者が実効性を見守ることができる仕組み

- ④ 利用者への表示
- ⑤ 通報窓口の設置

運転者が過労運転を回避できるための支援

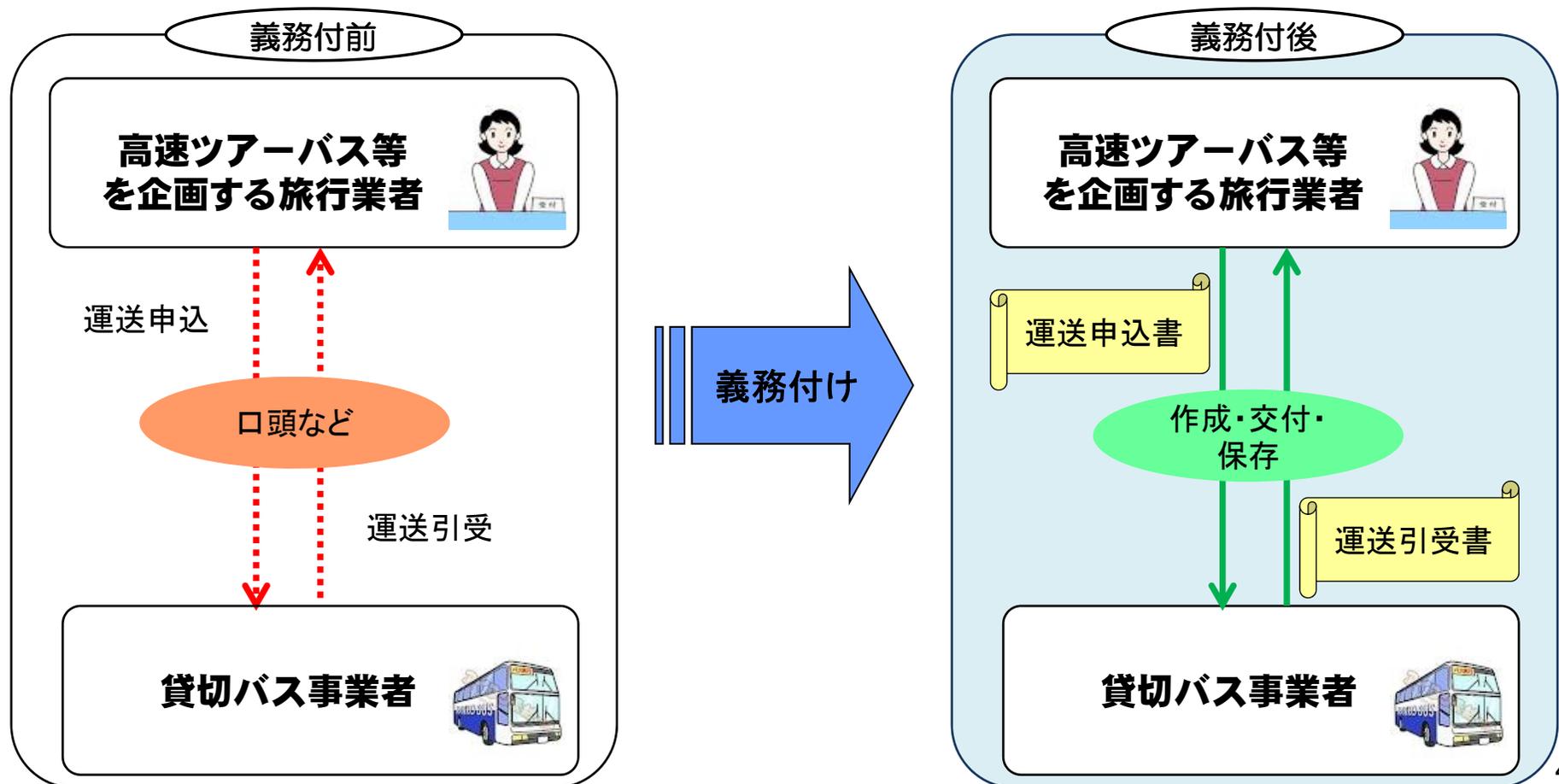
- ⑥ SA等における体調管理報告
- ⑦ 疲労感を覚えたときの措置

事業者による運行管理の高度化のための措置等

- ⑧ デジタコ及びドラレコの導入促進
- ⑨ 衝突被害軽減ブレーキ、車線逸脱装置警報等の導入促進

- 高速ツアーバス等における法令遵守体制の確保
 - ・ 旅行業者・貸切バス事業者間の取引内容の明確化
 - ・ 法令に違反する契約内容での契約や運行の確認の容易化
 - ① 旅行業者・貸切バス事業者の自己確認
 - ② 監査等による事後確認

7月1日（日）高速ツアーバスについて開始（高速ツアーバス以外の貸切バスについては7月20日（金）開始）



「高速バス表示ガイドライン」の策定について

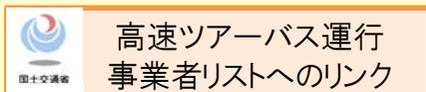
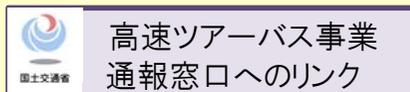
高速乗合バス及び高速ツアーバスにおけるインターネット（携帯電話用サイトを含む。以下同じ。）、紙媒体及び車両における表示を対象に、高速乗合バス事業者、旅行業者及び販売サイトを含む関係者による表示の改善や国による関係者への指導における指針として、策定し、公表する（6月29日（金）予定）。

表示内容

インターネット（携帯電話用サイトを含む。）における表示

表示を必須とする事項

- ① 高速乗合バスと高速ツアーバスの別
- ② 実際に運行を行う貸切バス事業者名とリスト番号（高速ツアーバスの場合）
- ③ 実車走行距離
- ④ 所要時間（見込み）
- ⑤ 交替運転者（例：2名乗務／1名乗務）
- ⑥ 運行バス事業者が加入する任意保険（共済）の概要（例、「対人無制限」）
- ⑦ 安全運行協議会の設置の有無（高速ツアーバスの場合）
- ⑧ 乗降場所 等



表示を推奨する事項

- ① 安全性の向上のための自主的な取組（例：貸切バス事業者の選定基準、運転者の配置基準への適合性、バス車両へのふらつき注意喚起装置の設置等） 等

紙媒体における表示

- ① 利用者にとって「高速乗合バス（路線バス）」と「高速ツアーバス（旅行商品）」の別が容易に判別できるよう表示。
- ② インターネットにおける表示事項が掲載されたホームページの紹介を行うこと等により、利用者がより詳しい情報を得られるよう表示。

車両における表示

車外への表示（高速ツアーバスに限る。）



車内での表示

走行距離が400km以上の運行については、利用者の目に留まりやすい場所に、以下の事項を掲示又は備え付けることとする。

- | | |
|---------------|---|
| ① 関係する事業者名 | ② 運行経路 |
| ③ 走行距離 | ④ 交替運転者の配置計画 |
| ⑤ 安全運行協議会への参加 | ⑥ 車両の初年度登録月日 等 |

車内での放送

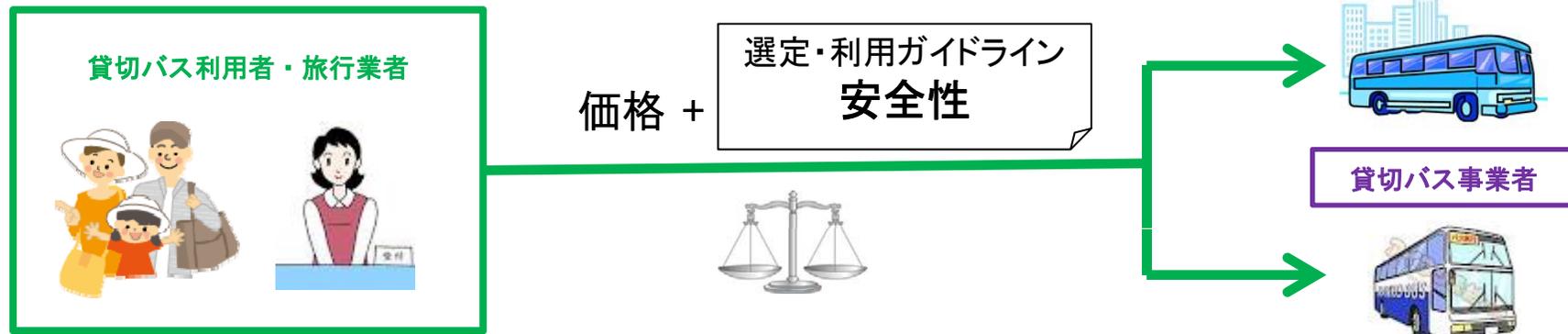
走行距離が400km以上の運行については、起点バス停留所等からの出発時に運転者（交替運転者を含む。）が氏名、途中休憩の場所（運転者が仮眠を取る場合はその旨も付言）について車内放送を行うこととする。

旅行業者、地方自治体、学校関係者等の発注者が、安全性を重視して貸切バスを選定していただけるよう、貸切バスを選定・利用する際のポイントを示したガイドラインを策定し、その活用について周知を図るとともに、これに沿った貸切バスの選定がなされるよう指導・要請する（6月29日（金）公表予定）。

選定・利用のポイント（例）

- ①行程検討の際の留意点
 - ・ 運転者の労働時間、運転時間、休憩等についての規則等を前提とした行程の作成
- ②事業者の選定に関する留意点
 - ・ 事業許可・営業区域の確認
 - ・ サービスの安全性を判断する上で参考となる情報（行政処分の状況、任意保険加入状況、貸切バス事業者安全性評価認定制度、高速ツアーバス運行事業者リスト）
- ③貸切バス調達に係る入札・契約における留意点
 - ・ 安全性を含めて総合的に評価する選定方法を推奨（安全性に係る評価項目を提示）
- ④運送契約に関する留意点
 - ・ 標準運送約款の要点（運送申込みと契約の成立、契約の変更、運賃及び料金、キャンセル料）
 - ・ 事故・故障等緊急時の連絡先・対応の確認

貸切バス選定・利用ガイドラインの役割



旅行業者による利用者への安全情報提供の義務付け

表示のイメージ

旅行商品に関する情報

商品名 ○○○○○
旅行日程 乗車地 ○○(○○駅○○口○○前) ○○:○○発 実車走行距離: ○○○km
降車地 ○○(○○駅○○口○○前) ○○:○○着 交替運転者: ○名乗務
出発日 ○月○日~○月○日までの毎金・土・日曜日 旅行日数:○日
旅行代金 一人あたり○○○○円(○才以上 ○才未満はご利用いただけません。)
最少催行人員 ○○名
利用予定貸切バス会社 ○○バス株式会社 安全性評価認定事業者
(複数列記) 自動車保険(任意保険):対人賠償無制限 等

バスの安全に関する情報

安全運行協議会の設置の有無
運転者の配置基準への適合性に関する情報(デジタル式運行記録計、ふらつき注意喚起装置等) 等
(7月1日(日)改正省令施行)

旅行業者の禁止行為に旅行の安全に係る事項の追加(省令改正)

旅行業者の禁止行為として、安全の確保が不十分な一定の運送サービスを旅行者に提供する行為を追加し、高速ツアーバスに係る安全の確保を図る。

(7月1日(日)改正省令施行)

「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置について

概要

高速ツアーバスに係る企画旅行の広告表示や貸切バス事業者の安全性に関する情報について、利用者等から通報を受けるため、国土交通省のホームページ上に「高速ツアーバスの安全通報窓口」を設置する（7月2日（月）運用開始予定）。

主な通報項目

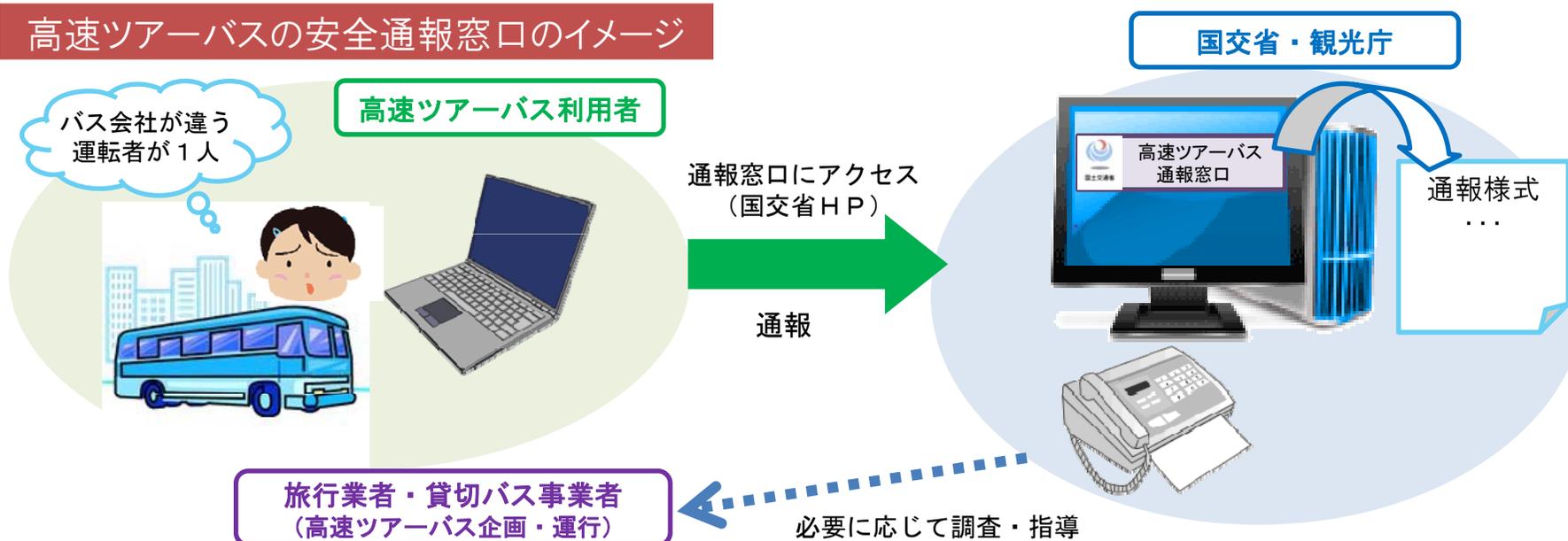
①利用した高速ツアーバスに関する情報

旅行業者・貸切バス事業者の名称、バスの発着日時・場所 等

②高速ツアーバスの安全に関する情報（以下の項目から複数選択する）

- 実際に乗車したバスは、高速ツアーバス運行事業者リストに掲載されていないバス事業者だった。
 - 事前の情報に、乗務運転者の人数の記載がなかった。
 - 事前の情報では乗務運転者が「2名乗務」となっていたのに、実際には運転者は1名（交替もなし）だった。
 - 1人の運転者が休憩も交替もすることなく、連続して長時間（4時間以上）運転していた。
 - 実際に乗車したバスの出入口付近に、旅行業者や運行する貸切バス事業者の名称の表示がなかった。
 - その他（自由記入）
- 等

高速ツアーバスの安全通報窓口のイメージ



行政処分事業者に係る詳細情報の公表について

概要

- 6月に行政処分を行った事業者から詳細情報を公表する（7月）。（国土交通省HPのネガティブ情報）
- 貸切バスのほか、乗合バス、ハイヤー・タクシー、トラックも対象とする。

行政処分事業者の詳細情報(イメージ)

行政処分等の年月日	平成●年●月●日
事業者の氏名または名称	●●バス株式会社(代表取締役 ○○ ○○)
事業者の所在地	●●県●●市●●町●番●号
営業所の名称	●●営業所
営業所の所在地	●●県●●市●●町●番●号
行政処分の内容	輸送施設の使用停止(●日車)
主な違反の条項	道路運送法第20条、同法27条第1項
違反行為の概要	<p>●年●月●日に●●を端緒として監査実施。 ●件の違反が認められた。</p> <p>①営業区域外運送(道路運送法第20条) ②運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準告示違反(運輸規則第21条第1項) ③点呼実施違反(運輸規則第24条第1項) ④日雇い運転者の選任違反(運輸規則第36条第1項) ⑤運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項) ⑥…</p>
違反点数(事業者)	●点
違反点数(営業所)	●点

従来は、代表的な違反行為のみを記載し、他●件と表記

違反事項を詳細化

6月分の公表から詳細化予定

「高速ツアーバス安全運行協議会」の設置について

旅行業者と貸切バス事業者とが一体となった高速ツアーバスの運行の安全性向上への取り組みを促進するため、旅行業者が高速ツアーバス安全運行協議会を6月中に設置し、夏の多客期の開始前までに第1回を開催するよう、通達を発出する。

構成員

- ①高速ツアーバスを企画実施する旅行業者（主宰者）
- ②高速ツアーバスの運行を行う貸切バス事業者
- ③その他の安全運行の確保に必要な関係者

主な活動内容

①自主的な安全確保対策の確立

法令遵守に加え、自主的な安全確保対策を確立する。
 （例：交替運転者の配置、運行計画、休憩時間、安全な乗降場所、緊急時の連絡体制や被害者対応体制等）

②貸切バス事業者の営業所等の調査

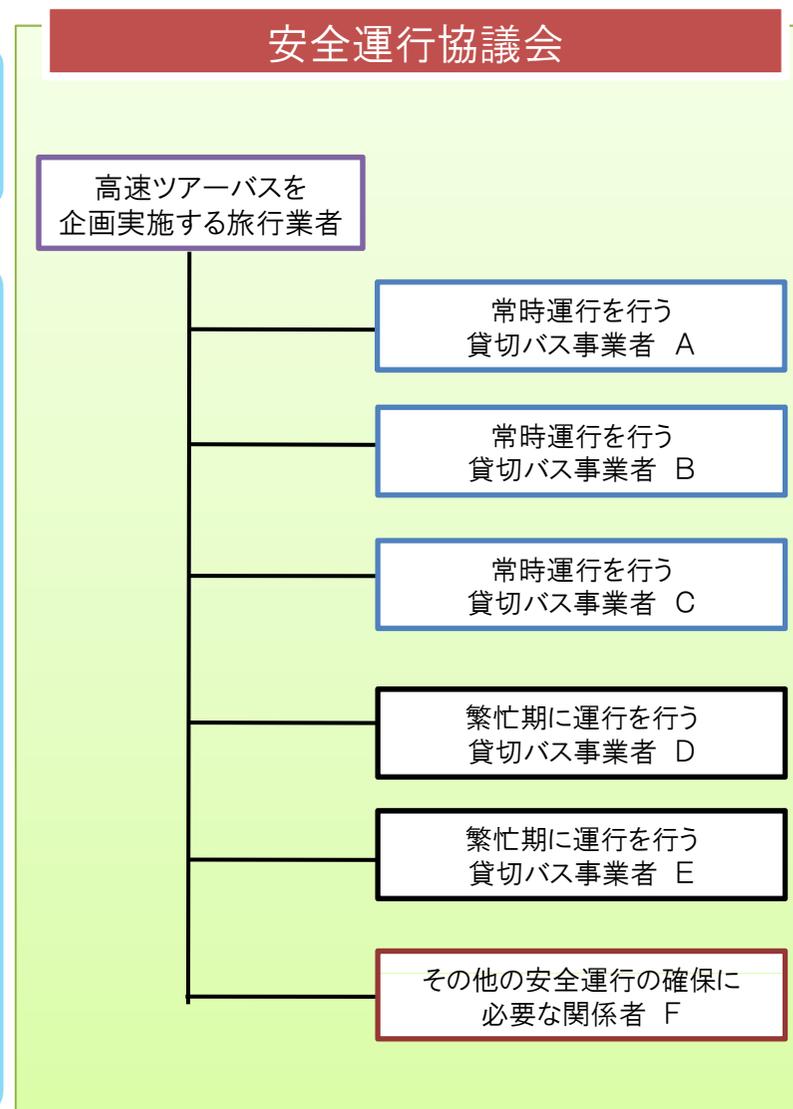
旅行業者のスタッフが、貸切バス事業者の営業所等を訪問し、法令遵守状況や安全対策の実施状況を調査する。問題があった場合は改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

③乗降場所等での実地調査

旅行業者のスタッフが、ターミナル付近の乗降場やSA・PA等において、法令遵守状況等を抜き打ちで調査する。問題があった場合は改善を求めるとともに、所要の措置を講じる。

④報告

旅行業者は、協議会の活動状況を国又は都道府県に報告する。



「地方高速ツアーバス安全対策会議」の設置について

各地方ブロック毎に地方運輸局が事務局となって「〇〇地方高速ツアーバス安全対策会議」を6月中に設置し、夏の多客期の開始前までに第1回を開催するよう、通達を発出する。

構成員

以下の者から構成する。

- ① 地方運輸局（主宰者）
- ② 都道府県の旅行業担当課
- ③ 高速ツアーバスを企画実施する旅行者
- ④ 高速ツアーバスを運行する貸切バス事業者
- ⑤ その他地方運輸局長が適当と認める者

主な活動内容

- ① 高速ツアーバス及び新たな高速乗合バスの安全対策の周知徹底と確実な実施の確保
- ② 高速ツアーバスから新たな高速乗合バスへの円滑な移行のための支援